

健康診査、母子保健及び予防接種データパンチ業務委託（単価契約）に係る質問及び回答

順番	項目	質問	回答
1	<b>契約書</b> 第5条 （一括委任又は一括下請負の禁止）  <b>市の保有する個人情報の取扱い委託に関する覚書</b> 第6条 （再委託等の制限等）	データパンチを再委託することは可能でしょうか。	本件データ入力業務を再委託することはできません。